

令和 2 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
<p>2. 船舶の特別償却</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p> <p>※ トン数税制適用事業者は利用不可</p>	<p>(1) 外航環境低負荷船 特償率: 日本船舶 17/100、外国船舶 15/100 要件: 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り (2015.4.1～) ・ 日本船舶・外国船舶共に対象を 1 万 GT 以上に限定 ・ EEDI 削減率を海防法関係省令で定める規制値より 2% 上乘せ (2015.1.1 以降契約船) ・ パラスト水処理装置の設置 (2015.4.1 以降契約船) (2015.9.1～) ・ 2015.9.1 以降に EEDI の規制対象となる船種について、海防法で定める規制値より 2% 上乘せ (2015.9.1 以降契約船) (2016.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 (2017.4.1～) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 5% 上乘せ (2017.4.1 以降契約船) (2019.4.1～) ・ 特償率の引下げ (日本船舶 18→17% / 外国船舶 16→15%) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 10% 上乘せ (2019.4.1 以降契約船) (2020.1.1～) ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 2% 上乘せ (2020.1.1 以降契約船)</p> <p><u>(2) 特定先進低環境負荷船 (外航環境低負荷船のうち先進船舶として認められたもの)</u> 特償率: 日本船舶 20/100、外国船舶 18/100 要件: (1) 外航環境低負荷船の要件を満たしたうえ、以下の条件に合致するもの ・ 認定先進船舶導入等計画に記載された船舶 (認定申請書の提出が必要) ・ 2019.4.1 以後に建造に着手された船舶、あるいは同日以後に建造契約が結ばれた船舶 (※「建造に着手」された日とは「起工式又は船台搭載の予定期日」) ・ 認定を受けるための技術要件 (以下 7 項目のいずれかを満たしていること ① スマートナビゲーションシステム ② 遠隔監視システム ③ ウエザールーティングシステム ④ 予防保全システム ⑤ 機関室統合ビルジシステム ⑥ 高延性鋼 ⑦ 耐食鋼)</p> <p>(3) 内航環境低負荷船 特償率: 高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100 要件: H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (2013.4.1～) ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること (2015.4.1～) ・ 航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充 ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用 ・ 熱効率改良装置の搭載 (2,000GT 以上の船舶) (2019.4.1～) ・ 船首方位制御装置</p>	<p>2019.4.1～ 2021.3.31</p>
<p>3. 特定資産の買換特例 (圧縮記帳制度)</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>船舶から船舶 (譲渡差益の 80% を圧縮記帳) 要件 (外航船舶): 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り (2014.4.1～) ・ パラスト水処理装置の設置 (2015.1.1 以降契約船および中古取得船) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外 (2016.1.1～) ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定 (2017.4.1～) ・ トン数税制適用事業者の利用不可 <u>(2020.4.1～)</u> ・ 買換資産の船齢を「法定耐用年数以下」に制限</p> <p>要件 (内航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り (2014.4.1～) ・ 一定の主機関または推進装置、LED 照明器具、船舶自動識別装置を有すること ・ サイドスラスターの設置 (2,000GT 以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目) ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外</p>	<p>2020.4.1～ 2023.3.31</p>

令和 2 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間												
	(2017.4.1～) ・バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用(2,000GT以上の船舶) (2020.4.1～) ・買換資産の船齢を「法定耐用年数以下」に制限													
4. 国際船舶に係る登録免許税の課税の特例 関係法令	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記 ……船舶価額の 3.5/1000 (2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ……債権金額又は極度金額の 3.5/1000 要件:H28 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (2016.4.1～) ・新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上 ・中古船は寄港国検査(ポーステートコントロール)による拘留履歴がないこと ・中古船は従来の船齢制限を撤廃	2020.4.1～ 2022.3.31												
5. 国際船舶に係る固定資産税の課税の特例 関係法令	課税標準 1) 船舶 内航船舶 価格の 1/2 外航船舶 価格の 1/6 国際船舶 価格の 1/18 2) 外航用コンテナ 価格の 4/5	- - 2018～ 2020 年度分 恒久化												
6. 特別修繕準備金	・修繕費用×事業年度の月数/60 か月×3/4 ・トン数税制適用事業者の新規積立は不可(2017.4.1～)													
7. 中小企業投資促進税制	対象事業者等: ・資本金 1 億円以下の法人。但し、税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ選択可 ・2019 年度より、平均所得金額(前 3 事業年度の平均)が年 15 億円を超える事業年度については適用を停止 内航貨物船:特別償却 22.5/100(取得価額の 75%×30/100) or 税額控除	2019.4.1～ 2021.3.31												
8. 地球温暖化対策税の還付措置	石油石炭税(2,040 円/KL)に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付(原油・石油製品) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(期間)</th> <th style="text-align: left;">(税率)</th> <th style="text-align: left;">(特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012.10.1～</td> <td>2,290 円/1KL</td> <td>250 円/KL の還付</td> </tr> <tr> <td>2014.4.1～</td> <td>2,540 円/1KL</td> <td>500 円/KL の還付</td> </tr> <tr> <td>2016.4.1～</td> <td>2,800 円/1KL</td> <td>760 円/KL の還付 (～2020.3.31)</td> </tr> </tbody> </table> 【還付対象】 内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油	(期間)	(税率)	(特例)	2012.10.1～	2,290 円/1KL	250 円/KL の還付	2014.4.1～	2,540 円/1KL	500 円/KL の還付	2016.4.1～	2,800 円/1KL	760 円/KL の還付 (～2020.3.31)	2020.4.1～ 2023.3.31
(期間)	(税率)	(特例)												
2012.10.1～	2,290 円/1KL	250 円/KL の還付												
2014.4.1～	2,540 円/1KL	500 円/KL の還付												
2016.4.1～	2,800 円/1KL	760 円/KL の還付 (～2020.3.31)												
9. 軽油引取税船舶(日本籍船)への免税措置	船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法附則(第 12 条の 2 の 8))。 船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。	2018.4.1～ 2021.3.31												

